⑵　工事名　沖縄自動車道（特定更新等）億首川橋（上り線）他１橋床版取替工事（不落札協議対象・電子入札対象）
⑶　工事場所
自）沖縄県国頭郡金武町字伊那嘉原
至）沖縄県国頭郡宜野座村字松田港原
⑷　工事内容　本工事は、沖縄自動車道　金武ＩＣ～宜野座ＩＣ間に位置する億首川橋（上り線）及び宜野座ＩＣ～許田ＩＣ間に位置する明治山第一橋（下り線）の劣化したＲＣ床版をプレキャストＰＣ床版に取替えるものである。
⑸　工事概算数量
床版取替　約6,300㎡（うち、プレキャストＰＣ床版　約4,800㎡）
舗装工　約7,800㎡
⑹　工期　契約締結日の翌日から720日間
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約2,400㎥
鉄筋　約400ｔ
ＰＣ鋼材　約56,000kg
アスファルト合材　約1,300ｔ
⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑾　紙入札方式の場合⑽の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
⑿　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。
総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。
⒀　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒁　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。
不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。
⒂　本工事は、継続契約方式の対象工事である。
継続契約方式とは、入札説明書に示す別の工事を後発工事とし、当該後発工事を本工事の受注者と随意契約により別途契約する契約方式をいう。なお、後発工事の契約条件等は入札説明書に示す。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　施工実績　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　同種工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）
ａ）道路橋の上部工構造を「プレキャストＰＣ床版」により、1,500㎡以上の新設又は取替を実施した工事
ｂ）道路橋の上部工構造を「プレキャストセグメント工法」により、1,500㎡以上の新設又は取替を実施した工事
ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋑同種工事の施工実績を有すること。
㋑　同種工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）
ａ）道路橋の上部工構造を「プレキャストＰＣ床版」により、500㎡以上の新設又は取替を実施した工事
ｂ）道路橋の上部工構造を「プレキャストセグメント工法」により、500㎡以上の新設又は取替を実施した工事
⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。
なお、土木工事共通仕様書「１―12着工日」については、「契約締結後30日以内」を「契約締結後60日以内」に改めるものとし、工期開始の日から着工日までの期間は専任を要しないものとする。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成14年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）
ａ）道路橋の上部工構造を「プレキャストＰＣ床版」により、500㎡以上の新設又は取替を実施した工事
ｂ）道路橋の上部工構造を「プレキャストセグメント工法」により、500㎡以上の新設又は取替を実施した工事